

○島根県警察職員の分限処分の手続に関する訓令

(平成13年9月10日島根県警察訓令第30号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）、職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和27年島根県条例第7号。以下「分限条例」という。）、職員の休職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第4号。以下「休職条例」という。）及び職員の分限の手続に関する規則（昭和27年人事委員会規則第2号）に定めるもののほか、職員の降任、免職及び休職（以下「分限処分」という。）の手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「職員」とは、島根県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する島根県警察の職員（臨時的に任用された職員を除く。）をいう。

(条件付採用期間中の職員の降任及び免職)

第2条の2 本部長は、条件付採用期間中の職員（以下「条件付採用職員」という。）が次のいずれかに該当するときは、その者を降任し、又は免職することができる。

- (1) 島根県警察職員の人事評価に関する訓令（平成28年島根県警察訓令第34号）第5条に規定する特別評価における評価が下位の段階である場合又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、その職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められるとき。
- (2) 心身の故障のため、職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合であつて、その職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められるとき。
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くと認められる場合であつて、その職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められるとき。
- (4) 地方公務員法第28条第1項第4号に掲げる事由に該当するとき。

(分限審査委員会)

第3条 職員の分限処分について審査するため、島根県警察本部（以下「本部」という。）に、分限審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、本部長をもって充てる。
- 3 委員は、本部の部長、警務部首席監察官、島根県警察学校長及び警務部警務課長（以下「警務課長」という。）の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長に故障があるときは、委員長の命ずる委員が委員長を代理する。

(委員会の書記及び庶務)

第5条 委員会に、書記1人を置く。

- 2 書記は、警務部警務課次長をもって充てる。
- 3 委員会の庶務は、警務部警務課において行う。

(所属長の申立て)

第6条 所属長は、所属の職員に分限処分に該当するものがあることを知ったときは、

直ちに事実を調査し、分限処分を必要と認めるときは、分限処分申立書（様式第1号）により本部長に申し立てなければならない。

（警務課長の申立て）

第7条 警務課長は、分限処分に該当する職員があることを知ったときは、前条の規定に準じて本部長に申し立てなければならない。

（申立てに必要な資料）

第8条 前2条の申立ては、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める資料に申し立てられた職員（以下「当事者」という。）その他関係者の聴取書、始末書等を添えて行わなければならない。ただし、当事者その他関係者が作成を拒否し、又は所在不明等やむを得ない事情により作成が困難な場合は、この限りでない。

(1) 職員（条件付採用職員を除く。）が法第28条第1項第1号若しくは第3号に該当すると認められる場合又は条件付採用職員が第2条の2第1号若しくは第3号に該当すると認められる場合 勤務実績の資料、所属長の実事調査書その他その事実を認定するに足る資料

(2) 職員（条件付採用職員を除く。）が法第28条第1項第2号若しくは第2項第1号に該当すると認められる場合又は条件付採用職員が第2条の2第2号に該当すると認められる場合 本部長の指定する医師2人の診断書その他その事実を認定するに足る資料

(3) 職員（条件付採用職員を除く。）が法第28条第2項第2号又は休職条例第2条各号のいずれかに該当すると認められる場合 その事実を認定するに足る資料

（諮問）

第9条 本部長は、第6条又は第7条に規定する申立てを受けた場合は、分限処分の要否、種別、程度等を委員会に諮問するものとする。

（審査の通知）

第10条 委員長は、諮問を受けたときは、当事者に対し、審査期日の20日前までに分限処分審査通知書（様式第2号）により審査を行うことを通知しなければならない。ただし、当事者の所在を知ることができない場合は、この限りでない。

（審査の方法）

第11条 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、当事者が要求した場合又は委員会が必要と認めた場合は、当事者その他関係者の出席を求めて口頭審査によることができる。

2 委員会は、委員長（委員長故障の場合は第4条第4項の代理者）及び委員4人以上の出席がなければ審査をすることができない。

3 委員会の審査は、委員長及び出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の審査は、公開しないものとする。

（除斥及び忌避）

第12条 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する審査から除斥される。

2 委員長及び委員について、審査の公正を妨げるおそれがあるときは、当事者は、こ

れの忌避を申し立てることができる。

3 当事者が忌避の申立てをするときは、委員長に対し、審査期日の10日前までに忌避申立書（様式第3号）を提出しなければならない。

4 当事者から忌避の申立てがあったときは、委員会は、その理由を審査し、申し立てられた委員長又は委員の忌避を決定するものとする。ただし、申し立てられた委員長又は委員は、その審査に関与することができない。

5 委員長は、当事者に対し、前項の審査結果を審査期日までに忌避決定通知書（様式第4号）により通知しなければならない。

6 委員長が除斥又は忌避されたときは、第4条第4項の規定を準用する。

7 委員が除斥又は忌避されたときは、委員長は、当該委員に代わり本部の所属長の中から委員を指名することができる。

（口頭審査の手続）

第13条 第10条の通知を受けた当事者が口頭審査を要求するときは、委員長に対し、審査期日の10日前までに口頭審査要求書（様式第5号）を提出しなければならない。

（代理人の選任）

第14条 口頭審査に当たり、当事者は、代理人を選任することができる。

2 当事者は、代理人を選任したときは、委員長に対し、代理人選任届（様式第6号）を提出しなければならない。

3 代理人は、口頭審査において、当事者のために必要な行為を行うことができる。

4 委員長は、審査の円滑な進行と公正を期するため、特に必要があると認めるときは、代理人の数を制限することができる。

（口頭審査の方法）

第15条 口頭審査は、当事者又は代理人が出席した上で行うものとする。ただし、当事者又は代理人が正当な理由なく出席しないときは、この限りでない。

2 当事者は、第13条に定める口頭審査要求書の提出に併せ、委員長に対し、証人呼出要求書（様式第7号）により証人の呼出しを要求し、及び必要と認める証拠を提出することができる。

3 委員長は、前項の要求を受けたときは、当事者側証人の委員会への呼出し及び当事者側の証拠の審査を行わなければならない。

（委員会の答申）

第16条 委員会は、分限処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定し、答申書（様式第8号）により本部長に答申するものとする。

（辞令書等の交付）

第17条 本部長は、分限処分を行うときは、当事者に対し、職員の名称、任免等に関する訓令（昭和37年島根県警察訓令第27号）に定める辞令書及び処分説明書（様式第9号）を交付しなければならない。

2 前項の交付に際し、これを受けるべき当事者の所在を知ることができないときは、本部長は、民法（明治29年法律第89号）第98条の規定に基づく手続をとるものとする。

（復職等の申立て）

第18条 休職を命ぜられた職員（条件付採用職員を除く。）が次のいずれかに該当すると

きの申立ては、第6条及び第7条の規定を準用する。この場合、第8条の規定に準じてその事実を認定するに足る資料を添えて行うものとする。

- (1) 休職の事由がなくなったとき又は当該職員が復職しても支障がないと認められるとき。
- (2) 休職の期間を更新する必要があるとき。

(委員会への諮問の省略)

第19条 本部長は、次のいずれかに該当するときは、委員会への諮問を省略することができる。

- (1) 当事者（条件付採用職員を除く。以下同じ。）が法第28条第2項第1号又は第2号に該当するとき。
- (2) 当事者が休職条例第2条各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 前条の規定による申立てがあったとき。

附 則

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。
- 2 職員の休職手続に関する訓令（昭和54年島根県警察訓令第19号）は、廃止する。

附 則（平成16年5月12日島根県警察訓令第20号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成17年4月26日島根県警察訓令第23号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成18年6月28日島根県警察訓令第22号）

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年6月28日島根県警察訓令第23号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成29年1月20日島根県警察訓令第2号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成29年3月17日島根県警察訓令第8号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日島根県警察訓令第16号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の別表に掲げる訓令の規定により作成した用紙等で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（令和4年3月9日島根県警察訓令第11号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令による改正前の様式による用紙でこの訓令の施行の際現に残存するものうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式 [略]